

具体的検証

— 個人事業が得か、法人成りが得か —

Question 4

現在、個人で美容院を営んでおり、事業所得として所得税の申告を行っております。

今年3月に確定申告した事業所得の金額は、妻に対する青色事業専従者給与支給後で1,000万円となっています。また、所得控除の金額は200万円となっています。

この状況で法人成りした場合には、どの程度税金が安くなりますか。教えてください。

Answer

ご質問者の事業所得は、妻に対する青色事業専従者給与支給後で1,000万円となっています。

この事業所得1,000万円から青色申告特別控除55万円、所得控除200万円を差し引き、課税所得745万円が課税対象となります。

この場合の税金は、所得税・住民税155万円と事業税36万円の合わせて191万円となります。

これに対し、法人成りし、事業主が社長として会社から1,000万円の給与を受け取る場合には、青色申告特別控除55万円は使えなくなりますが、220万円の給与所得控除額を1,000万円の給与年収から控除することができます。

さらに所得控除200万円を差し引き、課税所得580万円に対し所得税・住民税は110万円の負担となります。一方、会社では社長に1000万円の役員報酬を支給したため、会社の利益は0となりますが、7万円の法人住民税の均等割だけは課税となります。

従いまして、ご質問者が個人事業を法人成りした場合には、税負担が最大で74万円程度少なくなります。

しかし、個人事業を法人成りする場合の会社設立費用は、資本金1,000万円の会社で最低でも30万円程度かかりますし、また、会社を運営することにより新たに発生する維持コスト（例えば、会計事務所のコストは一般的には個人事業よりも法人の方が高い）を考えますと、実質的な効果としては74万円の半分程度とお考えになられた方がよいと思います。

【現 状】

個 人 事 業

売 上	必要経費		
	妻に対する 青色専従者給与		
	所 得 1,000万円	青色申告特別控除55万円 所得控除200万円	
		課税所得 745万円	
			⇒
		所得税・住民税	155万円
		事業税	36万円
		計	約191万円

【法人成りし、社長給与を1,000万円とした場合】

資本金1,000万円の会社

売 上	必要経費	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除額220万円</td> </tr> <tr> <td>所得控除200万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得 580万円</td> </tr> </table>	給与所得控除額220万円	所得控除200万円	課税所得 580万円	<table border="1"> <tr> <td>個人 の税金</td> <td>所得税・住民税</td> <td>110万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">会社 の税金</td> <td>法人税</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人住民税（注）</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>約117万円</td> </tr> </table>	個人 の税金	所得税・住民税	110万円	会社 の税金	法人税	0	法人住民税（注）	7万円	法人事業税	0		計	7万円		合 計	約117万円
	給与所得控除額220万円																					
	所得控除200万円																					
課税所得 580万円																						
個人 の税金	所得税・住民税	110万円																				
会社 の税金	法人税	0																				
	法人住民税（注）	7万円																				
	法人事業税	0																				
	計	7万円																				
	合 計	約117万円																				
妻（役員）に 対する給与																						
社長に対する 給与 1,000万円																						

【節税効果】

$$191万円 - 117万円 = 74万円$$

ワンポイントアドバイス

個人で事業を営んでいる人が、法人成りをした方がよいという節税分岐点は、各種条件によりその判断は異なりますが、一般的には青色事業専従者給与を税務上適正と考える範囲内で、上限に近い金額を既に支給しており、その上での事業所得の金額（売上高－必要経費－青色事業専従者給与）が1,000万円以上の人は、そろそろ法人成りの検討をされた方がよいと思われます。

個人事業を法人成りした場合の節税効果の試算

（単位：万円）

所得金額	税金	(a) 個人事業の場合	(b) 法人成りし、左記の役員報酬を受取る場合（会社利益は0となる）	(c) 節税額 (b)－(a)
1,000	個人の税金	191	110	△ 74
	会社の税金	—	7	
	計	191	117	
1,500	個人の税金	413	271	△ 135
	会社の税金	—	7	
	計	413	278	
2,000	個人の税金	653	475	△ 171
	会社の税金	—	7	
	計	653	482	

- (注) 1. 所得控除を200万円と仮定しています。
 2. 事業税の経費算入による実効税率については考慮していません。
 3. 所得税、住民税の所得控除の差は考慮していません。